

## 社会福祉法人稚内木馬館役員等の報酬等規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人稚内木馬館（以下「法人」という。）の定款第10条及び第26条の規定に基づき、役員等の報酬等の支給基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等 評議員、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等 報酬及び費用弁償をいう。
- (3) 報酬 報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (4) 費用弁償 職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものをいう。
- (5) 常勤理事 理事のうち、法人を主たる勤務場所とし、原則週5日勤務するものをいう。
- (6) 非常勤役員 常勤理事以外の理事及び監事をいう。

(役員報酬の支給)

第3条 非常勤役員である理事長に対し、次の各号に掲げる週当たりの勤務日数に応じ、当該各号に定める役員報酬を支給する。

- (1) 週当たり4日勤務 月額300,000円
- (2) 週当たり3日勤務 月額225,000円
- (3) 週当たり2日勤務 月額150,000円
- (4) 週当たり1日勤務 月額75,000円

2 常勤理事に対し、月額322,000円の役員報酬を支給する。ただし、法人職員が兼務する常勤理事を除く。

3 法人職員が兼務する理事に対し、次の各号に掲げる役職に応じ、当該各号に定める理事手当を支給する。

- (1) 常勤理事 月額50,000円
- (2) 前号以外の理事 月額10,000円

4 役員報酬の支給日は、毎月10日とする。ただし、支給日が銀行休業日の場合は、

前営業日とする。

(役員報酬の日割計算)

第4条 新たに理事長又は常勤理事なった者には、その日から役員報酬を支給する。

2 理事長又は常勤理事が退任し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 理事長又は常勤理事が死亡により退任した場合には、その月分までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合の報酬額は、その月の勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前各項の規定は、理事手当の支給について準用する。

(費用弁償の支給)

第5条 役員等が次に掲げる事項に該当したときは、費用弁償を支給する。ただし、理事長及び常勤理事並びに法人職員が兼務する理事を除く。

(1) 評議員会議に出席したとき。

(2) 理事会議に出席したとき。

(3) 理事長の命を受けて法人の業務及び事業の運営のための業務に当たったとき。

2 前項の費用弁償の額は、1日につき3,000円とする。

3 交通費の実費の額が前項の費用弁償の額を超えるときは、その実費の額とする。

4 第2項の費用弁償は、その事実が発生したときに支給する。

(監事の報酬及び費用弁償の支給)

第6条 監事が法人の会計処理状況及び事業運営状況を指導又は監査の業務に当たったときは、報酬及び費用弁償を支給する。

2 前項の報酬及び費用弁償の額は、1日につき次に掲げる額とする。

(1) 報酬 7,000円

(2) 費用弁償 3,000円

3 交通費の実費の額が前項の費用弁償の額を超えるときは、その実費の額とする。

4 第2項の報酬及び費用弁償は、その事実が発生したときに支給する。

(通勤手当の支給)

第7条 常勤役員が職員給与規程に定める通勤手当の支給要件に該当する場合は、通勤手当を支給する。

2 通勤手当の額は、職員給与規程に定める額とする。

(旅費の支給)

第8条 役員等が法人の業務のために旅行する場合は、旅費を支給する。

2 旅費の額は、旅費規程に定める額とする。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を1円に切り上げる。

(改廃の手續)

第10条 この規程の改廃については、定款第10条第3項及び第26条第3項の規定により評議員会議の議決を要するものとする。

附 則 (平成29年6月26日第1回評議員会決定)

1 この規程は、平成29年7月1日から施行し、理事長及び常勤理事の役員報酬は、平成29年7月分から適用する。

2 社会福祉法人稚内木馬館役員及び評議員の報酬等規程(平成21年4月20日制定)は、廃止する。